交通安全教育指導要領



令和2年 警視庁交通部

「歩行者編」指導ポイント

- ○道路を横断する時は、横断歩道を利用し、車が止まったことを確認してから渡る。
- ○青信号でもすぐに横断せず、左右の安全確認をする。
 また、横断中も右折車両や左折車両などに注意する。
- ○次の行為は交通違反です。
 - ·信号無視 ·横断禁止場所横断
 - ・斜め横断 ・走行車両や駐車車両の直前直後の横断
- ○外出時は、明るい服の着用と反射材を身に付ける。

仕事に向かう途中や

帰宅中は、特に注意!

「自転車編」指導ポイント

- ○自転車は車道通行が原則ですが、
 - ・70歳以上の方が自転車を運転するとき
 - ・歩道に「自転車通行可」の標識があるとき 等は、歩道通行可のため、歩道を通行する。
- ○車道を通行する時は、道路の左側を通行する。
- ○歩道を通行する時は、歩行者優先で車道寄りを 徐行する。
- ○次の行為は交通違反です。
 - ·一時不停止 ·信号無視 ·飲酒運転
 - ・無灯火・・・並進走行・・傘差し運転・等
- ○交通事故による被害を軽減するため、自転車用 ヘルメットの着用に努める。
- ○自転車を利用する際は、対人賠償保険等への加入 義務がある。